

## 重要事項説明書

あなたに対する就労継続支援 B 型サービスを提供するにあたり、厚生労働省令及び岐阜県条例に基づき当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

### 1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人ぶなの木福祉会
所在地	岐阜県郡上市白鳥町白鳥 33-17
電話番号	0575-83-0123
代表者氏名	理事長 野田 美鈴
設立年月日	平成 18 年 10 月 1 日

### 2. サービスを提供する事業所

名 称	ぶなの木学園共働社	2111000366
事業所の種類	就労継続支援 B 型	
所在地	岐阜県郡上市大和町大間見 196 番地	
開設年月日	平成 24 年 4 月 1 日	
管理者	鷺見 昌美 (サービス管理責任者兼務)	
通常サービスを提供する地域	岐阜県郡上市	
対象者	身体障害者 (18 歳未満の者を除く) 知的障害者 (18 歳未満の者を除く) 精神障害者 (18 歳未満の者を除く) 難病等対象者 (18 歳未満の者を除く)	
定 員	40 名/日	
営 業 日	月曜日から日曜日までとする。 ただし、国民の祝祭日、夏期・冬期休暇、あらかじめ事業所が定める日を除く。	
営 業 時 間	8 : 00 ~ 18 : 00	
サービス提供時間	9 : 00 ~ 18 : 00	

### 従たる事業所

名 称	団子茶屋郡上八幡
住 所	岐阜県郡上市八幡町島谷 1105

### 出張所

① 名 称	アンテナショップぶなの木・セルプの店 町家千代
① 住 所	岐阜県郡上市八幡町大手町 799 番地 1

②	名 称	喫茶 ぶなの森
②	住 所	岐阜県郡上市白鳥町白鳥 971 番地 7
③	名 称	郡上市民病院売店
③	住 所	岐阜県郡上市八幡町島谷 1261

### 3. サービスの目的及び運営方針

目 的	現地点で一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを供与します。
運 営 方 針	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正なサービスの提供をします。

### 4. 従業者の職種、員数及び職務の内容

職 種	定 数	職 務 の 内 容
管 理 者	1	職員の管理、指定就労継続支援 B 型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援 B 型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
サービス管理 責 任 者	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討する。</li> <li>アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援 B 型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援 B 型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援 B 型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援 B 型計画の原案を作成する。</li> <li>就労継続支援 B 型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援 B 型計画を記載した書面（以下就労継続支援 B 型計画書という。）を利用者に交付する。</li> <li>就労継続支援 B 型計画作成後、就労継続支援 B 型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、就労継続支援 B 型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援 B 型計画を変更</li> </ul>

		<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。</li> <li>・ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行う。</li> <li>・ 他の職員に対する技術指導及び助言を行う。</li> </ul>
職業指導員	5	作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得、向上に関することに従事する。
生活支援員	1	必要な日常生活上の支援を行うとともに利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談を行う。
目標工賃達成指導員	1	目標として定めた工賃を達成できるよう、また、工賃向上に対する意識向上の支援を行う。
事務員	1	必要な事務を行う。

## 5. サービスの内容

(1) 就労継続支援B型計画の作成

(2) 食事の提供

(3) 身体等の介護

(4) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練

(5) 就労の機会の提供及び生産活動

生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

(6) 実習先企業等の紹介

(7) 求職活動支援

(8) 職場定着支援

(9) 施設外就労支援

(10) 生活相談

(11) 健康管理

(12) 訪問支援

(13) 送迎サービス

(14) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(15) (1) から (13) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言

## 6. 利用者から受領する費用の額

食費	<p>昼食 600 円 (うち食材料費 400 円)</p> <p>食事提供加算を算定した場合は、昼食代から加算の額を引いた額</p>
日用品費	個人の選択で使用する日用品を事業所が用意した場合は、その実費額

お や つ 代	50 円 希望者に提供します。
送迎に係る費用	利用者の心身の状況を勘案し、真に送迎が必要な場合は送迎を行います。その場合は燃料代実費相当額として別表に定める額

## 7. 利用料金

訓練等給付費支給対象サービスを提供した際は、就労継続支援 B 型サービス利用料金のうち 9 割が、訓練等給付費の給付対象です。事業者が訓練等給付費を直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分としてサービス利用料金の 1 割の額をお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。1 単位の金額は 10 円です。

利用料金は翌月 10 日頃までに請求書を発行しますので、指定の方法でお支払いください。正当な理由がなく利用料金を 3 ヶ月以上滞納されると、サービスの利用を制限させていただく場合があります。

### 現在算定している訓練等給付費（1 日当たり）

就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）	609 単位	職員配置区分 7.5 : 1 定員 20 人以下 平均工賃月額 2 万 5 千円以上 3 万円未満
福祉専門職配置等加算（Ⅱ）	10 単位	常勤の職業指導員等のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものが、25%以上配置されている場合算定します。
初期加算	30 単位	利用開始から 30 日を限度として算定します。
欠席時対応加算	94 単位	利用を予定されていた日に、急病等により莉湯を中止した場合において、従業員が連絡調整その他相談援助を行った場合、月に 4 回を上限として算定します。
目標工賃達成指導員配置加算	89 単位	工賃向上計画に基づき目標工賃を達成に向けて積極的に取り組むための指導員を配置した場合算定します。
送迎加算（Ⅱ）	21 単位	居宅等と事業所間の送迎を行った場合、片道につき算定します。
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		算定した訓練等給付費単位数に 1000 分の 52 に相当する単位数を算定します。

## 8. 秘密保持と個人情報の保護

事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

短期入所サービスを円滑に提供するため、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

## 9. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う短期入所サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った短期入所サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

## 11. 苦情解決の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者 鷺見 昌美                      ご利用時間 9：00～16：00 電話番号 0575-88-0088 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。	
苦情処理委員会 第三者委員	猪島 隆子	電話番号 0575-82-3809 岐阜県郡上市白鳥町大島 424
	鷺見 雪子	電話番号 0575-82-2641 岐阜県郡上市白鳥町中津屋 192
郡上市役所 社会福祉課	所在地：岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地 電話番号：0575-67-1121	
運営適正化委員会	所在地：岐阜市下奈良 2-2-1 県福社会館内 電話番号：058-278-5136	

## 12. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- (2) 成年後見制度の利用支援を行います。
- (3) 苦情解決体制の整備を行います。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

### 13. 利用にあたっての留意事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品の管理は、利用者の責任において管理をしてください。自己管理が出来ない場合は、施設に貴重品を持ち込まない等の対応をお願いします。
禁止事項	施設内での布教活動、政治活動、営利活動、危険物の持ち込みは禁止します。

### 14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、年 2 回、避難・防災訓練を実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有</li> <li>・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。</li> <li>・震災に備えての備蓄（食料・飲料水 2 日分） （その他、携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）</li> </ul>
消防計画	防火管理者 : 鷺見 昌美
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

### 15. 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人白鳳会鷺見病院
医院長名	理事長 堀江 直史
所在地	岐阜県郡上市白鳥町白鳥 2-1
電話番号	0575-82-3151

(2)

医療機関の名称	沢崎医院
医院長名	澤崎 茂樹
所在地	岐阜県郡上市白鳥町為真 1317-3
電話番号	0575-82-2080

指定障害福祉サービス（就労継続支援 B 型）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 : ぶなの木学園共働社

説明者 : 管理者 鷺見 昌美

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、サービスの利用内容について同意しました。

サービス利用は 年 月 日より開始します。

平成 年 月 日

利用者住所

氏 名